平成 25 年 10 月 8 日

東　　京　　都

「平成 26 年度税財政等に関する提案（案）」に対する意見

Ⅰ　地方分権改革の実現に不可欠な地方税財源の確保・充実

今後、子育て支援・少子化対策や高齢者福祉の充実、地域経済の活性化など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現していくためには、地方税の原則に反し、地方分権に逆行した法人事業税の不合理な暫定措置を 26 年度税制改正において、確実に撤廃・復元するとともに、国と地方の税財源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直すとともに、地方消費税の充実や地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

○　法人事業税の暫定措置については、地方消費税率引上げ時期（26 年度税制改正）までに結論を得るべき課題であるため、冒頭で強力に言及する必要がある。

○　まずは、地方分権に逆行した措置を撤廃・復元し、本来あるべき姿を取り戻すことを確実にした上で、税源の偏在性の議論に入るべきである。

Ⅱ　税制抜本改革の推進

１　社会保障と税の一体改革

（~~５~~１）法人事業税の不合理な暫定措置の確実な撤廃~~地方法人特別税の抜本的な見直し~~

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、あくまで消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定的な措置として導入されたもので~~あり~~あることから、今回の税制抜本改革による地方消費税の引上げ~~等により、地域間の偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の確立を図るとともに、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。~~時期までに、確実に撤廃し、地方税として復元するべきである。

○　地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の措置」として導入された、あくまでも暫定的な制度であり、消費税法改正法において、「抜本的に見直しを行う」こととされている。

○　これは、地方分権に逆行した措置であるから、「廃止等」といった幅のある表現ではなく、「撤廃・復元」と強力に主張しなければならない。

○　地方法人課税に関する議論に当たっては、この措置の確実な撤廃・復元を前提として、検討を進めなければならない。

（~~6~~ 5）税源の偏在性の是正

~~税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきである。~~

~~地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大２倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。そのため、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、税源の偏在是正策を講じることが必要不可欠である。~~

~~このため、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図る観点から、まずは、偏在性が小さく税収が安定的な消費税と偏在性が大きく税収が景気に左右されやすい地方法人課税との税源交換などについて検討すべきである。~~

~~さらに、ナショナルミニマムを上回る部分に対応する地方共通の財源を確保するための地方共同税や、地域間の財政力格差に対処するため、地方交付税の機能強化を図る地方共有税（地方交付税の特会直入化など）などについても、今後、検討すべきである。~~

消費税法改正法第７条第５号ロに規定される「税源の偏在性を是正する方策」については、限られた地方税財源の枠内での財政調整を検討するのではなく、総体としての地方税財源が拡充される方向で、「国と地方の税制全体を通じて幅広く検討」すべきである。

○　地方税財政制度研究会報告書の内容を記載しているが、研究会における議論は、地方団体間での議論を深化させるために行ったものであり、全国知事会を構成する４７都道府県の総意ではない。

○　「是正すべき税源偏在」についての検討が十分に行われたとは言いがたく、また、収入面だけでなく、需要面も含めて議論を深める必要があるにもかかわらず、法人住民税の交付税原資化や地方共同税等、是正方策ありきで主張が展開されていることから、議論のあるべき方向性を明確に提示するべきである。

Ⅲ　地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

１　一般財源総額の確保

~~偏在性の小さい地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。~~

地方が安定的に財政運営を行うためには、自主財源である地方税の充実強化を図るとともに、財政需要の適正な算定に基づく必要かつ十分な地方交付税総額を確保することが必要である。

○　地方分権を推進していくに当たって、今後も地方税の充実強化を図ることが基本であることから、この方向性に否定的な記述はすべきでない。